

# 一日も早い復興を支援するため

市では、今回の地震災害で被害に遭われた被災者の一日も早い復興を支援するために、さまざまな救済策を検討しています。現時点でお知らせできるものを紹介します。詳しい内容や、新たな支援策が決まりましたら、次号以降で随時お知らせします。

## り災証明書

◎ 市役所本庁舎三階税務課  
☎ 23-2162

り災証明書は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家居住のために使っている建物（被害程度を証明するもの）で、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するものです。

り災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の判定をします。

この調査は、応急危険度判定（建築士が危険度を判定するために行ったもの）と基準が異なるため、り災の程度に差が出る場合もあります。なお、家財道具や門柱、扉などの外構部分は、り災証明の対象外です。

■ 持参するもの  
印鑑

### 申請場所

市役所本庁舎三階税務課または各総合支所市民税務課 ※申請件数が多く、受付から発行までには一カ月程度かかりますので、ご了承ください。

## 被災証明書

◎ 市役所本庁舎三階税務課  
☎ 23-2162

住宅以外の被害の場合は、被災写真に基づき被災証明書を発行します。

被災証明書は、地震災害の事実を証明する書類です。

■ 持参するもの  
印鑑、被災写真二枚程度

■ 申請場所  
市役所本庁舎三階税務課または各総合支所市民税務課

## 応急危険度判定

◎ 建築住宅課  
☎ 23-8057

市では、地震発生の翌日から、地震で被害を受けた住宅

などの危険度を応急的に判定しています。判定した情報を提供することで余震などによる倒壊や外壁の落下などによる二次災害を防止します。

住宅などにそれぞれ赤、黄、緑の紙を貼って危険度を示していますのでご注意ください。

建物に立ち入るとは危険です。立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行ったあとにしてください。

<b>赤色</b> 危険	十分注意してください。応急的に補修する場合は専門家に相談してください。
<b>黄色</b> 要注意	被災程度は小さいと考えられます。調査済みと使用可能です。
<b>緑色</b> 調査済み	

調査対象地域は家屋が密集する市街地の中でも、特に被害が集中している区域を選定して実施しています。余震が続いていますので、通行には十分気をつけて下さい。 ※応急危険度判定は、建物の強度を保証するための調査ではありません。

## 住宅の応急修理

◎ 建築住宅課  
☎ 23-8057

地震で被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した住宅を一定の範囲内で応急修理します。

### 対象

次の要件を全て満たすこと  
①り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」の被害を受けた市内の住宅  
②修理により居住が可能となる住宅  
③応急修理をすることが避難所等から戻ることができる  
④応急仮設住宅等に同居する必要がなくなる  
※ただし「半壊」の場合、世帯の所得要件があります。

### 応急修理の内容

住宅の居室、炊事場、便所等、生活に欠くことのできない部分の破損箇所に限る（地震の被害と直接関係の無い部分、内装工事、家電製品または家具などは対象外）

■ 工事の限度額  
五十二万円（超えた分は自

己負担）

### 申し込み

市役所本庁舎三階建築住宅課または各総合支所産業建設課（鳴子温泉地域は観光建設課） ※事前にも必ずご相談下さい。

## 仮設住宅

◎ 建築住宅課  
☎ 23-8054

地震災害により住家を失った人に、生活再建ができるまでの間、一時的な応急仮設住宅を提供します。

### 対象

次のいずれかに該当する人  
①自己所有・借家を問わず倒壊・流出などで住家を失った人で自らの資力では直ちに住家を確保することが困難な人  
②長期間にわたって住家に戻ることが難しい人など

### 期間

自ら居住する住家を確保できるまで（最長二年間）

### 費用

家賃は無料。ただし、光熱水費や共益費などは実費負担

### 申し込み

四月一日（金）より当分の間、市役所北会議室一階または各総合支所産業建設課（鳴子温泉地域は観光建設課）で受け付け

## 福祉避難所

◎ 政策課  
☎ 23-2129

仮設住宅などの生活環境が整うまでの間（二カ月程度）、一時的に居住できる「福祉避難所」を開設します。

### 福祉避難所の開設場所

鳴子温泉地域の各旅館

※入所は無料で食事を提供しません。希望があれば素泊まり・自炊も可能ですが、入所旅館は選択できません。

### 対象

乳幼児、高齢者、障害者のいづれかがいる世帯  
■ 入所受入数  
三百世帯程度

### 申し込み

四月一日（金）より市役所北会議室一階または各総合支所保健福祉課（鳴子温泉地域は観光建設課）で受け付け

## 税・保険料の減免

◎ 税務課  
☎ 23-2162

納税者等がその財産について地震で被害を受け、一定の要件に該当する場合、申請により税（料）の減免を実施します。要件については検討中です。あらためてお知らせします。

### 対象となる税・保険料

市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

### 受付期間

五月九日（月）～三十一日（火）（土曜・日曜日を除く）  
※1期間中都合がつかない人

は、随時申請を受け付けます。期間中に申請するようにご協力をお願いします。  
※2り災証明を申請した人は、調査に訪問した時に固定資産税・都市計画税の減免申請書を持参します。

### 申請場所

市役所本庁舎三階税務課または各総合支所市民税務課で受け付け

## その他減免制度

◎ 別表のとおり

今回の地震災害によって、所得や財産が著しい損失を受けた場合、減免や納期の変更などの制度があります。（別表参照）  
それぞれの制度について詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

別表【減免や納期の変更など被災者を支援する制度】

制度名	概要	問い合わせ
国民年金保険料の免除	住宅、家財、その他財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合。	市民課 ☎ 23-6079 古川年金事務所 ☎ 23-1203
国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金の支払い猶予	地震災害により（一定要件を満たす）被災した人が医療機関等で診療を受けた場合、申し立てがあれば医療費の自己負担分の支払を5月末まで猶予されます。	保険給付課 ☎ 23-6051
介護サービス料の減免・軽減	被災したことにより利用料を負担することが困難になった場合。	高齢介護課 ☎ 23-6125
水道料金の減免・下水道使用料の減免	水道が被害を受け、漏水した場合。	水道お客様センター ☎ 0120-366-171
私立幼稚園保育料の助成	通常の手続きに加え、被災された人に対して弾力的な対応を検討しています。	教育委員会学校教育課 ☎ 72-5033
幼稚園保育料・幼稚園預かり保育の保育料の減免	通常の手続きに加え、被災された人に対して弾力的な対応を検討しています。	教育委員会学校教育課 ☎ 72-5033
保育所保育料の減免	市民税の減免該当者が対象。別途申請が必要です。	子育て支援課 ☎ 23-6045
放課後児童クラブ保育料の減免	市民税の減免該当者が対象。別途申請が必要です。	子育て支援課 ☎ 23-6045